

国 地 契 第 2 号
国官技第 18－2 号
国営計第 3－4 号
平成 19 年 4 月 12 日

最終改正 令和 6 年 12 月 20 日 国会公契第 23 号
国官技第 357 号
国営計第 126 号

総務部契約管理官
各地方整備局企画部技術開発調整官 殿
営繕部営繕積算調査官等

国土交通省大臣官房 地方課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調査官
官庁営繕部計画課営繕計画調整官

工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における
工事発注規模の公表の試行について

公共工事に係る発注の見通しに関する事項の公表について、今般、随意契約によるものを除き、工事概要として工事発注規模を新たに公表することを試行することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、公表に際しては、工事種別に応じた工事発注規模を別紙のとおり設定したので、当分の間、これに従い公表されたい。

(別紙)

一般土木工事及び建築工事等（右欄に掲げる工事を除く工事）		アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事	
3,000 万円未満		6,000 万円未満	
3,000 万円以上	7,000 万円未満	6,000 万円以上 1 億 4,000 万円未満	
7,000 万円以上	1 億円未満		
1 億円以上	2 億円未満	1 億 4,000 万円以上	2 億 3,000 万円未満
2 億円以上	3 億 4,000 万円未満	2 億 3,000 万円以上	3 億円未満
3 億 4,000 万円以上	基準額未満	3 億円以上	基準額未満
基準額以上	15 億円未満	基準額以上	10 億円未満
15 億円以上	30 億円未満	10 億円以上	20 億円未満
30 億円以上	50 億円未満	20 億円以上	
50 億円以上			

※基準額 「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）記 1 に定める額をいう。